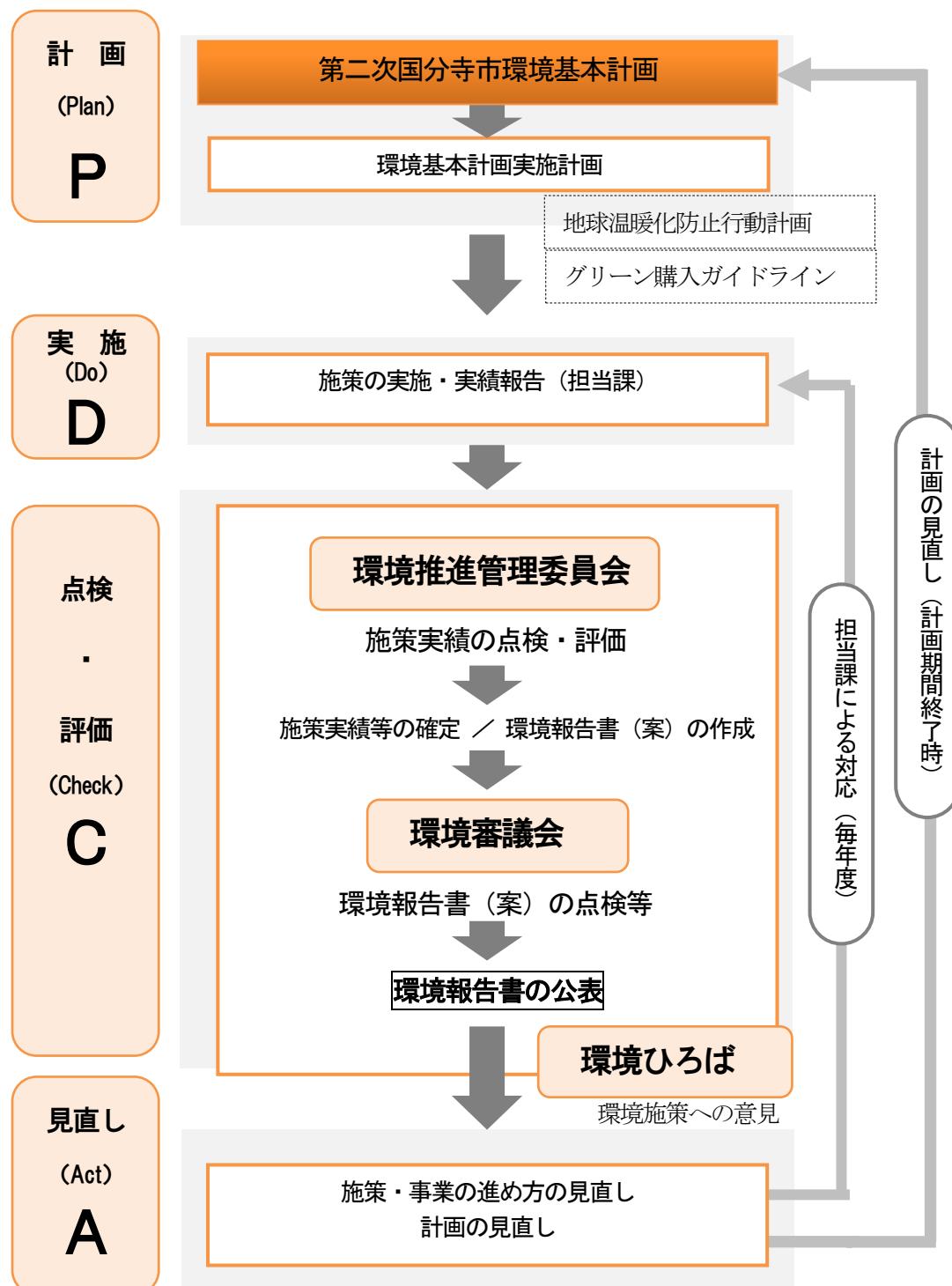


第7章 国分寺市の環境活動

環境マネジメントシステム (P6再掲載)

環境マネジメントシステムとは、下図のとおり計画 (PLAN), 実施・運用 (DO), 点検 (CHECK), 見直し (ACTION) の手順により、各課の事業が環境に対してどのような負荷や影響を与えているかを把握し、環境に配慮した行動 (環境プログラム) を推進するシステムです。

図9-1 マネジメントシステムの仕組



《《チェック機能》》 (P 7 再掲載)

●国分寺市環境推進管理委員会

国分寺市環境推進管理委員会は、国分寺市環境基本条例第 27 条の規定に基づき、公募市民（2 人）、事業者の代表者（2 人）、学識経験者（3 人）、環境ひろばから選出された者（2 人）、市職員（3 人）の 12 人で構成される組織です。環境基本計画実施計画に基づく施策・事業の進ちょく状況の管理・評価を行います。

●国分寺市環境審議会

国分寺市環境審議会は、国分寺市環境基本条例第 30 条の規定に基づき、公募市民（4 人）、学識経験者（4 人）、事業者の代表者（2 人）、関係行政機関の職員（2 人）の 12 人で構成される組織です。市長の諮問に応じて、環境基本計画等や、環境の保全、回復及び創造に関する基本的事項に関して審議、答申を行うとともに、必要に応じて市長に建議を行います。

●環境ひろば ※協働の推進組織

国分寺市環境基本条例第 28 条の規定に基づき、協働の推進組織として平成 16 年 8 月に環境ひろばを設置しました。

毎月 1 回、市民、事業者、市が一堂に会して環境に関する意見交換を行うとともに、市の環境施策に関する意見や要望を提出するほか、市民への啓発活動、環境イベントの開催などを行っています。

○ 国分寺市の状況

市の環境マネジメントシステムは、以下の 1. 国分寺市環境基本計画実施計画、2. 国分寺市地球温暖化防止行動計画、3. 国分寺市グリーン購入ガイドラインにより推進しています。

1 環境基本計画実施計画

環境基本計画に基づく実施計画（中期）の期間は、平成 29～32 年度の 4 年間となっています。平成 29 年度の各課の事業実績は本報告書（P17～P109）に記載しています。これらの事業実績について環境推進管理委員会により確認・評価が行われました。

○ 国分寺市環境基本計画実施計画の進ちょく状況について

表7-1 国分寺市環境基本計画実施計画の主な施策の項目数

実施計画の取組の項目数	52
再掲載の施策の項目数	3

表7-2 主な施策の担当課の自己評価と環境推進管理委員会での評価(再掲載事業を含む)

評価基準	評価 (主な施策)	施策数に対する割合(%)
順調(順調・おおむね順調の割合の合計が100%)	42	80.8
おおむね順調(順調・おおむね順調の割合の合計が80%以上100%未満)	1	1.9
停滞ぎみ(順調・おおむね順調の割合の合計が40%以上80%未満)	8	15.4
停滞(順調・おおむね順調の割合の合計が40%未満)	1	1.9
合 計	52	100

表7-3 国分寺市環境基本計画実施計画の主な取組みの項目数

実施計画の取組の項目数	169
再掲載の施策の項目数	57

表7-4 主な取組の担当課の自己評価と環境推進管理委員会での評価(再掲載事業を含む)

評価基準	評価 (主な施策)	取組数に対する割合(%)
順調(年度別指標を達成した。または上回った。)	99	58.6
おおむね順調(年度別指標に対して80%以上の達成率)	58	34.3
停滞ぎみ(年度別指標に対して80%未満の達成率)	11	6.5
停滞(年度別指標に対して、実績がない。未実施)	1	0.6
合 計	169	100

○環境審議会による環境報告書の案の確認について

環境推進管理委員会での環境施策の実績確認・評価を行った後、毎年発行している環境報告書の案について環境審議会で内容等を確認しました。報告書の構成、掲載位置、標記の修正などに関する意見を参考にしながら、本報告書を作成しました。

2 地球温暖化防止行動計画

(1) 計画策定の背景と現在の国における目標の推移

平成9年(1997年)12月に京都で開催された国連気候変動枠組条約第3回締約国会議(COP3)では、二酸化炭素(CO₂)に代表される6種類の温室効果ガスの削減目標が「京都議定書」として締結され、平成17年(2005年)2月に発効しました。「京都議定書」では、日本は温室効果ガスの総排出量を「平成20年(2008年)から平成24年(2012年)の5年間に、平成2年(1990年)レベルから6%削減」するところが目標として定められました。

平成25年(2013年)11月にポーランド・ワルシャワで開催された第19回締約国会議(COP19)では、上記の「京都議定書」に代わるものとして平成32年(2020年)以降の温室効果ガス削減のための新たな国際枠組みについて議論され、第21回締約国会議(COP21)の開催前までに各国が約束草

案を国連に提出することになりました。日本政府は、平成 32 年（2020 年）までの削減目標を、「2005 年比 3.8% 減（90 年比約 3.1% 増）」に見直すことを表明しました。

これを受けて、平成 27 年（2015 年）7 月に、「平成 42 年度（2030 年度）までに平成 25 年度（2013 年度）比 26% 削減」との目標草案を国連に提出しています。

平成 27 年（2015 年）11 月にフランス・パリで開催された第 21 回締約国会議（COP21）で、平成 32 年（2020 年）以降の温暖化対策の国際的枠組みを示す「パリ協定」が正式に採択されました。

日本政府は、「パリ協定」及びそれに先立ち提出した目標草案を踏まえ、平成 28 年 5 月に地球温暖化対策を推進するために計画を閣議決定しています。

（2） 地方公共団体の責務

地球温暖化対策推進法〔地球温暖化対策の推進に関する法律（平成 10 年法律第 117 号）〕第 4 条において温室効果ガスの排出抑制等のための施策を進めることが決まったほか、第 20 条の 3 において温室効果ガスの排出抑制のための実行計画の策定・公表等が義務付けられました。

（3） 国分寺市地球温暖化防止行動計画

上記第 4 条、第 20 条の 3 に基づき、平成 18 年 3 月に「国分寺市地球温暖化防止行動計画」を策定し、継続して温室効果ガスの削減を取り組んできました。

平成 26 年 3 月には「第三次国分寺市地球温暖化防止行動計画」を策定し、当該行動計画では、基準年度（平成 24 年度）の基準排出量（10,443 t-CO₂）に対し平成 30 年度までの 5 年間で 15% 以上の削減目標を設定し、市の事務及び事業に係る温室効果ガスを削減することを目標としています。

表7-5 計画概要の推移

	計画期間	基準年度	目標設定とその達成状況
第一次計画	平成 18～23 年度	平成 16 年度	平成 16 年度（20,439.2 t-CO ₂ ）に対し 6%（目標値 19,212.9 t-CO ₂ ）の削減目標 平成 22 年度及び平成 23 年度にあっては、6% の削減目標を達成
第二次計画	平成 24・25 年度	平成 22 年度	平成 22 年度の総排出量（15,279.2 t-CO ₂ ）に対し、年度ごとに 1 % ずつ削減をし、平成 25 年度までに合計 2%（305.6 t-CO ₂ ）を削減 平成 24・25 年度の 2 年間合計で約 5.7%（約 870.9 t-CO ₂ ）減少
第三次計画	平成 26～30 年度	平成 24 年度	基準年度（平成 24 年度）の基準排出量（10,443 t-CO ₂ ）に対し平成 30 年度までに 15% 以上の削減目標を設定

(4) 平成 29 年度国分寺市温室効果ガス総排出量

平成 30 年度に平成 29 年度の温室効果ガスの総排出量を集計した結果、総排出量は約 9,618 t-CO₂で、基準排出量（10,443 t-CO₂）に比べ約 7.9% 減少しました。

第三次計画の削減目標値を達成するためには、更に 742 t-CO₂を削減する必要があります。

引き続き、各施設内の照明の間引き、執務室内の消灯励行をするなど、エネルギー使用量の削減に取り組むなど地球温暖化防止行動が求められています。

3 グリーン購入

○ グリーン購入とは

「国等による環境物品等の調達の推進に関する法律（グリーン購入法）」に基づき、原材料から生産、消費、廃棄の各段階を通して環境負荷の少ない製品やサービスを優先して購入することです。市では、平成 18 年度にグリーン購入基本方針及びガイドラインを策定し、平成 19 年度からグリーン購入の本格的な取組を進めています。平成 29 年度は 13 分野 91 品目について取組を行いました。分野別の取組結果は、下表のとおりです。

表7-6 平成 29 年度グリーン購入調達実績(分野別取組結果)

年度・分類 特定調達 品目分野	購入実績に伴う調達率			やむを得ない 理由によるも のを除いた調 達率（※）	調達できなかつた主な理由
	H28	H29	H29		
用紙類	99.5%	99.7%	100.0%	100.0%	種類により適合品がない
文具・事務用品	94.5%	95.1%	100.0%	100.0%	物品の価格差 種類により適合品がない
事務用機器類	95.8%	70.4%	100.0%	100.0%	物品の価格差 種類により適合品がない
OA機器	97.3%	97.8%	100.0%	100.0%	種類により適合品がない
照明	89.0%	87.1%	100.0%	100.0%	物品の価格差 種類により適合商品がない
保存箱	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
自動車	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	
衣料品等	96.3%	99.6%	100.0%	100.0%	種類により適合品がない
作業手袋	99.5%	99.1%	100.0%	100.0%	物品の価格差
繊維製品等	78.6%	83.1%	100.0%	100.0%	種類により適合品がない

災害備蓄用品	—	100.0%	100.0%	
トイレットペーパー	100.0%	100.0%	100.0%	
印刷物	89.8%	99.5%	100.0%	種類により適合品がない
平均	95.3%	95.0%	100.0%	

※価格、品質の差によりやむを得ず非適合品を購入したもの除去した調達量

4 国分寺市の環境年表

	国分寺の環境対策と時代背景	国分寺の人口	国・東京都の環境対策等
享保年間 (1716－1735)	新田開発		
慶應3年(1867)	廃場廃止		
明治22年(1889)	市制・町村制により国分寺村誕生 (二村八新田が合併) 甲武鉄道(現JR中央線)開通 国分寺駅開業		
明治27年(1894)	川越鉄道(現在の西武国分寺線)開通		
明治43年(1910)	砂利運搬鉄道開通(下河原線)		
大正4年(1915)	電灯が点灯する		
大正9年(1920)	下河原線国有化となる		
大正10年(1921)	電話開通		
大正11年(1922)	国分寺駅まで電車が開通 小学校に電灯		
大正12年(1923)	関東大震災		
大正15年(1926)	国立駅開業	東京市民の郊外流出	
昭和3年(1928)	国分寺・府中間バス開通 多摩湖電車(国分寺・萩山間)開通	純農村から大都市近郊の農村型に移行 (野菜栽培が盛んになる)	
昭和15年(1940)	町制施行(国分寺町となる)		
昭和16年	(第2次世界大戦)		
昭和20年(1945)	軍需景気を受け住宅、工場が増加する	人口13900人	
昭和24年			東京都公害防止条例制定
昭和27年		2万人を超える	
昭和28年	リヤカ一等による各戸ごみ収集開始		
昭和29年			清掃法制定
昭和30年(1955)	恋ヶ窪駅開設		
昭和31年	国分寺駅南口開設		
昭和31年	焼却炉完成(処理能力日量7t)		
昭和33年	国立駅北口開設	3万人を超える	
昭和35年(1960)	町営水道始まる (西部の農村地区も住宅化)		
昭和37年		4万人を超える	(東京にスモッグ連続発生)
昭和38年	旧本庁舎完成		
昭和39年	市制施行(国分寺市となる) ポリバケツによるごみ回収方式採用	5万人を超える	
昭和41年	焼却炉改造(処理能力日量40t)	6万人を超える	
昭和42年	中部幹線下水道事業開始		公害対策基本法制定
昭和43年		7万人を超える	大気汚染防止法制定 騒音規制法
昭和44年			東京都公害防止条例制定
昭和45年(1970)	市営運動場の開設		水質汚濁防止法制定 廃掃法制定
昭和46年	国分寺市公害防止条例制定		(PCBの環境汚染表面化)
昭和47年	公共下水道事業開始	8万人を超える	自然環境保全法制定
昭和48年	武蔵野線開通 西国分寺駅開業		
昭和49年			(酸性雨の被害発生)
昭和50年(1975)	粗大ごみ収集開始		(6価クロムによる土壤汚染発生)
昭和51年	公共下水道の使用開始(東元町)		
昭和52年	殿ヶ谷戸庭園開園		
昭和55年(1980)	三多摩地域廃棄物広域処分組合設立		
昭和58年		9万人を超える	

	国分寺の環境対策と時代背景	国分寺の人口	国・東京都の環境対策等
昭和59年	日の出町に最終処分場開場 資源物集団回収奨励金制度開始		
昭和60年(1985)	清掃センター完成(処理能力日量140t) 「お鷹の道・真姿の池湧水群」が環境庁(現環境省)の『名水百選』に選定		
昭和62年			東京都管理計画の策定
平成元年(昭和64年)	国分寺市水と緑の国分寺プラン策定		
平成3年	新小平駅 台風の影響による地下水位の上昇による水没事故発生(10月)		リサイクル法施行
平成4年		10万人を超える	東京都廃棄物の処理および再利用に関する条例制定
平成5年			環境基本法の制定
平成6年	生ごみみたい肥化容器の斡旋開始		第1回環境の日(6月5日)
平成7年(1995)	資源物(紙・布・ビン・カン)の収集が開始		東京都地球温暖化防止対策 地域推進計画の策定
平成8年			容器包装リサイクル法施行
平成9年			東京都環境基本計画を策定 京都議定書採択
平成10年	事業系一般廃棄物の全面有料化		東京エネルギー・ビジョン策定 地球温暖化対策推進法
平成11年	せん定枝のたい肥化開始		PRTR法公布 ダイオキシン類対策特別処置法公布
平成12年(2000)	ペットボトルの拠点回収を開始 有害ごみの日を新設 国分寺市都市マスタートップラン策定		緑の東京計画策定 グリーン購入法施行 循環型社会形成推進基本法公布
平成13年	家電リサイクル法始まる 国分寺市緑の基本計画策定 国分寺市一般廃棄物処理基本計画策定		環境確保条例と 自然保護条例の施行 家電リサイクル法施行
平成14年	資源プラスチックの分別収集開始(市内全域) 清掃センター・ダイオキシン類削減対策工事完了		エネルギー政策基本法制定 廃棄物処理計画の策定 土壌汚染対策法公布
平成15年		11万人を超える	エネルギー基本計画策定(第一次) 東京の名湧水選定 (ディーゼル車規制開始)
平成16年	国分寺市環境基本計画策定(3月) 国分寺市まちづくり条例制定(6月) 環境ひろば第1回開催(8月) 国分寺市環境基本条例制定(9月)		景観法公布 外来生物法制定
平成17年(2005)	環境審議会第1回開催(2月) 環境推進管理委員会第1回開催(5月) 粗大ごみ有料化開始(10月) 公共施設のアスベスト使用状況調査 環境マネジメントシステム運用開始 国分寺市地球温暖化防止行動計画策定		京都議定書発効
平成18年	ポイ捨ての防止及び路上喫煙の規制に関する条例の制定 国分寺市環境基本計画実施計画策定		持続可能な東京の実現をめざす 新戦略プログラム策定 東京都再生可能エネルギー戦略の策定
平成19年	ごみの戸別収集開始(1月) グリーン購入の導入(4月) 環境家計簿モニター開始		エネルギー基本計画策定(第二次) 東京都気候変動対策方針策定
平成20年			G8北海道洞爺湖サミット開催 (新)東京都環境基本計画策定 生物多様性基本法制定

	国分寺の環境対策と時代背景	国分寺の人口	国・東京都の環境対策等
平成21年	一般廃棄物処理基本計画の改定		
平成22年(2010)	緑の基本計画改定		生物多様性条約COP10愛知県開催 名古屋議定書、愛知目標採択
	ごみ減量化・資源化行動実施計画改定		エネルギー基本計画策定（第三次）
平成23年	東日本大震災（3月）以降の公共施設及び清掃センター等の節電対策		
平成24年	国分寺市湧水及び地下水の保全に関する条例制定		再生可能エネルギーの固定価格買取制度開始
	国分寺市放射能対策に関する基本的な対応方針策定		
	地球温暖化防止行動計画改定（第二次）		生物多様性国家戦略策定
			東京都緑施策の新展開～生物多様性の保全に向けた基本戦略～
平成25年	家庭ごみ有料化開始（6月）		東京都気候変動対策方針策定
	ごみ減量化・資源化行動実施計画改定		小型家電リサイクル法施行
	住宅用太陽光発電機器等助成制度開始（7月）		改正フロン排出抑制法公布
平成26年	日野市・国分寺市・小金井市 新可燃ごみ処理施設の整備及び運営に関する覚書締結（1月）		雨水の利用の推進に関する法律施行
	環境基本計画改定（第二次）		エネルギー基本計画策定（第四次）
	地球温暖化防止行動計画改定（第三次）		水循環基本法施行
	国分寺市空き地及び空き家等の適正な管理に関する条例制定		空家等対策の推進に関する特別措置法制定
	環境基本計画実施計画改定（第二次 前期）		
平成27年(2015)	浅川清流環境組合設立（日野市・国分寺市・小金井市 新可燃ごみ処理施設の整備及び運営）（7月）		改正フロン排出抑制法施行
平成28年	ごみ減量化・資源化行動実施計画改定	12万人を超える	建築物のエネルギー消費性能の向上に関する法律施行
平成29年	住宅用太陽光発電機器等設置助成金交付規則一部改正		廃棄物の処理及び清掃に関する法律の一部改正

資料：東京都環境局「東京の環境」「東京都環境白書」
国分寺市教育委員会「郷土こくぶんじ」「国分寺市統計」